

「外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示」  
に関する意見公募手続の結果について

令和6年12月27日  
経済産業省  
イノベーション・環境局  
イノベーション創出新事業推進課

「外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示」について、令和6年11月8日から同年12月8日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	外国人起業家のやることといえば、単なる転売、特殊詐欺のための口座、アカウント、法人の売買、輸出入の虚偽申告、外国決済アプリでお金を受け取る脱税ばかりで、この制度は日本に恩恵をもたらさない。	本制度では、外国人起業促進実施団体が、特定外国人起業家の起業準備活動に係る進捗状況を定期的に確認することとしております。引き続き、同団体及び関係省庁と連携しつつ、適正な制度の運用に努めてまいります。
2	外国人起業活動促進をする前に、日本人の起業活動の促進をやり切るべき。	本制度は、外国人に国内での起業を促すことを通じ、我が国の産業の国際競争力を強化すること等を目的に実施しているものです。なお、国内の起業活動の促進に向けて、本制度のみならず、起業家育成に係る事業をはじめ、様々な取組を実施し、積極的に進めているところです。

また、新旧表に示した以下の部分について、現行の外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）第4の2において、すでに『外国人起業活動管理支援計画には、様式第1号により、次に掲げる事項（地方公共団体にあつては、（4）及び（5）に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。』とされており、改正の必要が無いため、改正を取りやめました。

改正後	改正前
<p>第4 外国人起業活動管理支援計画の認定の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 外国人起業活動管理支援計画には、様式第1号により、次に掲げる事項（地方公共団体にあつては、（4）及び（5）に掲げる事項を除く。）<u>を記載するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第4 外国人起業活動管理支援計画の認定の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 外国人起業活動管理支援計画には、様式第1号により、次に掲げる事項（地方公共団体にあつては、（4）及び（5）に掲げる事項を除く。）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>